



Patent Annuity, Trademark Renewal &
Technology Transfer Services

It's patently obvious

Vital Information from MARKPRO Global

こんにちは。(株)マークプログローバルです。

最近、台湾とイスラエルの年次登録料及び年金納付制度に変更がありました。

その詳細をお知らせ致します。貴社の業務のお役に立てれば幸いです。

1. 台湾特許法の改正

台湾の特許、実用新案、意匠法が改正され、2013年1月1日から施行されました。

改正法の中で年金管理と関連した内容は次の通りです。

1. 派生意匠制度 (DERIVATIVE DESIGN SYSTEM)の導入
 - ① 連合意匠制度が廃止され、派生意匠制度が導入されました。
 - ② 出願人が同一の2個以上の類似な意匠を有する場合に、出願は意匠及び該当する出願の派生意匠として出願することが可能です。
 - ③ 原意匠の公告後には、派生意匠の出願は許容しません。
 - ④ 派生意匠の存続期間は原意匠の出願日から12年であり、原意匠が無効になり又は消滅される場合でも、派生意匠は有効です。
 - ⑤ 原意匠と派生意匠は全て年金を支払わなければなりません。
2. 特許、実用新案、意匠の追納費用算定の方式変更
 - ① 通常の納付期限が経過した場合、経過した月数により付加される追納費用が異なります。

- ② 追納費用は、各々の通常納付金額の20%（1ヶ月以内）、40%（2ヶ月以内）、60%（3ヶ月以内）、80%（4ヶ月以内）、100%（5-6ヶ月以内）です。
- ③ 変更された方式は、追納期限が施行日以降に残っている場合にも適用されます。

3. 特許、実用新案、意匠の権利回復制度の導入

- ① 年金の未納による権利消滅の場合、追納期限の締切日から1年以内に通常納付金額の3倍を支払うことによって権利を回復させることができます。
- ② 権利回復は、追納期限が施行日以降に終わった場合に適用されます。

2. イスラエルの特許年金の変更

イスラエル特許庁は、特許年金の変更を公示しました。

2013年1月1日から変更された特許年金は次の通りです。

1. 特許

| 年次 | 変更前 (ILS) | 変更後 (ILS) |
|----|-----------|-----------|
| 7 | 320.00 | 1,600.00 |
| 11 | 1,920.00 | 2,400.00 |
| 15 | 4,003.00 | 4,000.00 |
| 19 | 4,802.00 | 5,600.00 |

上記の内容は該当国家の特許庁のウェブサイト及び海外代理人からの案内文に基づいて作成したものであるため、(株) マークプログローバルはこれに関して法的な責任を取ることはできません。